

議案第25号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、固定資産税の規定について引用条項の整理をするとともに、軽自動車税種別割のグリーン化特例の期間延長に関する規定を設ける等の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市市税条例等の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第8号

逗子市市税条例等の一部を改正する条例

(逗子市市税条例の一部改正)

第1条 逗子市市税条例(昭和49年逗子市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第26項第3号中「法附則第15条第30項第1号イ」を「法附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項第4号中「法附則第15条第30項第1号ロ」を「法附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項第5号中「法附則第15条第30項第1号ハ」を「法附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項第6号中「法附則第15条第30項第1号ニ」を「法附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項第7号中「法附則第15条第30項第2号イ」を「法附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項第8号中「法附則第15条第30項第2号ロ」を「法附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項第9号中「法附則第15条第30項第2号ハ」を「法附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項第10号中「法附則第15条第30項第3号イ」を「法附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項第11号中「法附則第15条第30項第3号ロ」を「法附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項第12号中「法附則第15条第30項第3号ハ」を「法附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項第13号中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第30項」に改め、同項第14号中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第34項」に改め、同項第15号中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第35項」に改め、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

附則第31項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第32項中「この項及び次項」を「この項、次項、第36項及び第37項」に改め、「当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第33項中「、当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第36項を附則第39項とする。

附則第35項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項を附則第38項とし、附則第34項の次に次の3項を加える。

35 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第31項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

36 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

37 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和

4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 逗子市市税条例の一部を改正する条例（令和2年逗子市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第30項の改正規定中「第34項」を「第37項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。